

第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度について (トップレベル事業所認定制度について)

東京都キャップ&トレード制度
第5回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」
令和5年3月3日（金曜日）12:00～15:00
オンライン会議

- 1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告
(これまでの検討事項のまとめ)**
- 2 トップレベル事業所認定期間の特例措置について

1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告

(1) 今後の制度の考え方と新たな目標像

【今後のトップレベル事業所認定制度の考え方】

◆ これまでの考え方（制度創設時）

- 日本の優れた省エネルギー技術をトップレベルの認定要件に位置付け、対象事業所の到達すべき目標として提示し、トップレベル事業所への誘導を推進



◆ 今後の考え方

- 2050年のゼロエミッション化実現に向け、省エネに加え、再エネ利用を推進する事業所の目標となるよう取組水準等を提示し、高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所への誘導を推進



【「トップレベル事業所」の目標像】

事業所のゼロエミッション化の実現に向け、省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にも繋がるような取組を積極的に推進する事業所

1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告

(2) 第四計画期間のトップレベル事業所の認定区分

- 今後、ゼロエミッション化に向けた取組を促進できるよう、認定区分を従来の2つから3つに変更。また、最高区分は現在のトップレベル事業所認定水準を上回るように設定
- 各認定区分にゼロエミッション化に向けた計画の作成、再エネ利用等を求め、取組のレベルを引き上げる
- すべての認定区分を、従来同様、同一の評価項目を用いて評価する

認定区分	トップレベル事業所 A	トップレベル事業所 AA	トップレベル事業所 AAA
認定事業所のイメージ	一定水準の省エネ対策・再エネ利用を実施	更なる省エネ対策や再エネ利用の取組を実施	事業所でのゼロエミッション化に向けた省エネ・再エネの取組 + 更に進んだ環境配慮等を推進
認定水準	総合得点70.0点以上	総合得点80.0点以上	総合得点90.0点以上
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> 推進体制等の一般管理事項 (評価項目区分Ⅰ 15項目) 高効率機器の運用対策の実施 (評価項目区分Ⅲ 13項目) ゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する事項 (評価項目区分Ⅴ 2項目) 高効率省エネ機器の導入 (評価項目区分Ⅱ 21項目) 再生可能エネルギーに関する事項 (評価項目区分Ⅳ 1項目) <p>※()内の必須項目数は事業所の用途や竣工年により変化する</p>		
不合格要件数	評価項目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで2以内、Ⅳ・Ⅴで2以内 (竣工年により、不合格要件の数は緩和)	評価項目Ⅳ・Ⅴで2以内	0
認定への促進策*	<ul style="list-style-type: none"> 削減義務率の減少なし (既認定事業所の場合、経過措置で40%/38.4%)※ 超過削減量の発行上限の撤廃 (削減義務率の減少を受けている場合は上限変更無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 削減義務率の減少なし (既認定事業所の場合、経過措置で30%/28.8%)※ 超過削減量の発行上限の撤廃 (削減義務率の減少を受けている場合は上限変更無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 削減義務率の減少なし 超過削減量の発行上限の撤廃

* その他の認定促進策は更に検討 ※ 第四計画期間における既認定事業所への義務率減少は、省エネ相当分のみ従来同様の緩和率(1/2又は3/4)を適用し、義務率の3/5(トップAA)又は4/5(トップA)

1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告

(3) 第四計画期間のトップレベル事業所の認定方法

- トップレベル事業所等の認定は、地球温暖化対策推進状況評価書（評価ツール）を用いて、認定基準、必須要件等を判定して行う
- 各認定区分の水準を満たせば、一回の申請で認定可能とする（認定初回から「トップレベル事業所AAA」の認定も可）
- 上記の方法に加え、新築建築物の設計段階で高い評価を得た建築物については、**建築物環境計画書制度と連携して評価する認定ルート**を新設

<建築物環境計画書制度と連携するための要件>

- ① 2017年度以降の様式によって提出された建築物環境計画書を対象とする
- ② 建築物環境計画書でERR(BEI)の段階3※の事業所のみが対象。
また建築物省エネ法において、一部の基準適合のみで適合判定が可能な用途（工場や情報通信、物流等）は対象外とする
- ③ 事業所の竣工後5年以内かつ最初の認定申請時のみ、連携を可能とする
- ④ 既存事業所において建物が追加で建設された場合は、事業所の延床面積の80%以上が建築確認申請の対象となる時に連携を可能とする

※現在検討中の建築物環境計画書制度の改正後の基準を想定。現状案では事務用途でERR(BEI) 40以上

<得点換算の考え方>

- 「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」の評価を建築物の外皮性能と設備性能で置き換えて評価。その他の運用等の評価項目は通常の認定基準に沿って評価
- 外皮性能、設備性能について、それぞれ建築物環境計画書で報告されるPAL*低減率（BPI）、ERR（BEI）の値を用いて一定の得点換算を実施。但し未評価技術※については、別途評価し得点換算

※未評価技術…建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費量の計算を行い、申請に利用可能なプログラムで部分的な評価に留まる技術、評価対象となっていない技術のうち、実務に関わる技術者から、評価開発に対する強い希望があった技術として公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表している技術

1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告

(4) 第4計画期間の評価項目設定の考え方

- 新たなトップレベル事業所の考え方に沿って、既存評価項目の見直し及び新設評価区分の項目設定を実施

◆ 既存評価項目の見直しの考え方

- 現状のトップレベル事業所の得点状況を踏まえ、一般的となった設備の評価項目を廃止。但し、ほとんどの事業所が得点していても、廃止することで取組まなくなることを避けた方が良い項目は廃止しない
- メーカーヒアリングやカタログ調査等による最新技術の動向を踏まえ、項目追加・基準を見直し
- これまでの事業所の現場確認においてあまり実施されていなかったが、省エネに寄与する運用対策を追加

◆ 新設区分の項目設定の考え方

- 現在の省エネの取組水準は維持しながら、事業所の新たな取組を促すため、再エネ利用及びゼロエミッション化や更に進んだ取組を評価する項目を追加
- IVでは、従来からのオンサイトでの再エネ利用の他、オフサイトや電気需給契約による再エネ利用、電気需要の最適化等の評価項目を設定
- Vでは、ZEB・ゼロエミッション化のロードマップ策定や、一次エネルギー消費量・CO₂排出量等の削減実績等に加え、気候変動適応策や、事業所に留まらない進んだ取組に関する評価項目を設定

1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告

(5) IV再エネ利用に関する事項の評価項目案①

- 従来からのオンサイトでの再エネ利用の他、オフサイトや電気需給契約による再エネ利用、電気需要の最適化等の評価項目を設定

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

※以下の評価内容のうち、下線部分は従来評価項目との変更点

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方 (項目毎の素点の満点は1点)
移設	1.オンサイトの再生可能エネルギーの利用	◎ (○, +)	1.1	太陽光発電システムの導入 ※熱供給施設の場合は加点項目とする。 またオフサイトの再生可能エネルギー電力量による緩和措置も検討	• オンサイトの太陽光発電システム（PPA含む）の設備容量が10kW未満で0点、 <u>50kW以上で満点</u>
追加		+	1.2	大規模太陽光発電システムの導入	• オンサイトの太陽光発電システムの設備容量が50kW以下で0点、200kW以上（区分Ⅰ）、1000kW以上（区分Ⅱ）で満点 • 1.1で評価し切れない容量（50kWを超える容量）を加点評価
移設		+	1.3	再生可能エネルギーシステムの導入	• 太陽光以外の再生可能エネルギーを利用するシステムの設備容量が電力換算で10kW未満で0点、100kW以上で満点（現行項目と同じ）
追加	2.オフサイトの再生可能エネルギーの利用	○	2.1	オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入	• 自己託送又はオフサイトPPAによる年間電力量が20MWh未満で0点、500MWh以上で満点 • 一般的な契約形態等から発電容量ではなく電力量で評価（1kW≒1MWhと仮定）
		+	2.2	良質なオフサイトの再生可能エネルギー発電設備の設置	• 2.1で評価された発電施設が、本制度を開始した2010年度以降に建設された施設、国産や生物由来廃棄物等一定の要件を満たしたバイオマスによる発電施設等の場合、2.1と同様の基準で更に加点

1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告

(6) IV再エネ利用に関する事項の評価項目案②

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方 (項目毎の素点の満点は1点)
追加	3.電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用	○	3.1	再生可能エネルギー電気の購入	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーによる電気利用が、年間購入電力量に対して10%未満で0点、100%で満点
		+	3.2	良質な再生可能エネルギー電気の購入	<ul style="list-style-type: none"> 3.1で評価された再エネ電気の発電施設が、本制度を開始した2010年度以降に建設された施設、国産や生物由来廃棄物等一定の要件を満たしたバイオマスによる発電施設等の場合、3.1と同様の基準で更に加点
	4.電気需要最適化	○	4.1	駐車場のZEV充電設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> 建築物環境計画書の改定案と同様、駐車場におけるZEV充電設備の実装と、配管等設備で分けて評価 充電器実装の場合は0台で0点、4台以上で満点。配管等は1台以下で0点、10台以上で満点
		+	4.2	デマンドリスポンスに対応した設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> 下げDRのみに対応できるシステムは0.5点、上げDR及び下げDRに対応できるシステムは満点
		+	4.3	小売電気事業者等とのデマンドリスポンス契約	<ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業者等とインセンティブ型のデマンドリスポンス契約が締結され、契約のみで需給調整を実施していない場合は0.5点、需給調整が実施されていれば満点

1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告

(7) Vゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する事項の評価項目案①

- ZEB・ゼロエミッション化のロードマップ策定や、一次エネルギー消費量・CO₂排出量等の削減実績等に加え、気候変動適応策や、事業所に留まらない更に進んだ取組に関する項目を設定

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

※以下の評価内容のうち、下線部分は従来評価項目との変更点

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方 (項目毎の素点の満点は1点)
項目追加	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減状況	◎	1.1	ゼロエミッション化へのロードマップの策定	事業所内での取組の他、オフサイトの再生可能エネルギー利用、再生可能エネルギー電気の購入等も含めたゼロエミッション化へのロードマップが策定され、統括管理者が出席するCO ₂ 削減推進会議で承認されている場合は0.5点、策定に加え公表されていれば満点
移設		○	1.2	ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化へのロードマップの策定	事業所内での取組の他、ZEB化（オフサイトの再生可能エネルギー発電利用も可）へのロードマップが策定され、統括管理者が出席するCO ₂ 削減推進会議で承認されている場合は0.5点、策定に加え公表されていれば満点
項目追加	※指定地球温暖化対策事業所に指定された年度による緩和措置を検討	◎	1.3 [※]	CO ₂ 排出量の削減実績	基準排出量に対するCO ₂ 排出量実績が、削減率50%未満で0点、削減率75%以上で満点（削減率50%で0.2点とし、比例配点）
		○	1.4 [※]	一次エネルギー消費量の削減実績	基準となる一次エネルギー消費量に対する一次エネルギー消費量実績が、削減率25%未満で0点、削減率50%以上で満点（削減率25%で0.2点とし、比例配点）
		○	1.5	再生可能エネルギー電気の利用割合	再生可能エネルギーによる電気（オンサイト、オフサイト、再エネ電気購入）の利用割合が、事業所の電力消費量に対して50%未満で0点、100%で満点
		+	1.6	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス排出量の削減実績	基準年度の特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃ ）の排出量に対する削減実績が、削減率30%未満で0点、削減率75%で満点

1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告

(8) Vゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する事項の評価項目案③

◎:必須項目 ○:一般項目 +:加点項目

変更内容	評価項目の区分	分類	No.	評価項目	評価内容、評価点の満点・得点配分の考え方 (項目毎の素点の満点は1点)
項目追加	2.気候変動適応策	○ (+)	2.1	気候変動への適応 ※建物の竣工年度による緩和措置等は検討	<ul style="list-style-type: none"> 浸水対策、雨水流出抑制、停電への対応、断水等への対応を評価。建築物環境計画書の改定案を参考とし、段階2相当の取組状況で0.5点、段階3相当の取組状況で満点
		3.その他の環境配慮の取組	○ (+)	3.1	持続可能な低炭素資材等の利用 ※熱供給施設の場合は加点項目とする。また建物の竣工年度による緩和措置も検討
	+		3.2	建設・更新時のCO ₂ 排出量の把握	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の建設・更新等に伴い排出されるCO₂排出量が算出されていれば満点。資材製造時のCO₂排出量も含めるものとし、簡易的な計算方法の場合は対象外とする
	+		3.3	テナント工事に伴うCO ₂ 排出量を低減させる貸方基準書等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 省資源化や廃棄物の削減等、テナント工事に伴うCO₂排出量を低減させる貸方基準書等が整備されていれば満点
	+		3.4	ウェルネスに関する環境認証の取得	<ul style="list-style-type: none"> ウェルネスに関する環境ラベリング認証が取得されていれば満点

1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告

(9) 評価項目の構成・配点

- 満点については、事業所の達成度の分かりやすさ等の観点から、従来どおり**必須項目及び一般項目で100点**とする
- ゼロエミッション化に向け、まず省エネによる全体の消費エネルギー削減が重要であるため、**省エネに関する評価項目の配点を高く**する
- 再エネの項目区分内ではオンサイト・オフサイトの再エネに重み付けを行い、これらを中心に相当量の質の高い再エネを導入すれば、従来の準トップレベル相当の事業所でも、トップレベルAA（従来のトップレベル相当）の認定を可能とする配点とする
- 上記に加え、新設評価項目区分（Ⅳ、Ⅴ）の追加による、既存評価項目分の得点減少に係る既認定事業所に対する影響を勘案し、省エネ(Ⅱ,Ⅲ)：再エネ・ゼロエミッション化(Ⅳ,Ⅴ) = 3.5：1程度となる下表のような配点に設定
- 従来の加点項目に対する必須・一般の点数比(20：80)と同様の比率となるよう、新設項目に対しても加点項目の上限を設定し、合計25点を新評価表の加点の上限値とする

◆ 第四計画期間の評価項目の構成と配点（案）※配点()内は現行基準の配点

		I 一般管理項目	II 建物及び設備性能に関する事項	III 事業所及び設備の運用に関する事項	IV 再生可能エネルギーの利用に関する事項	V ゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する事項	合計		
評価項目の区分		1. CO ₂ 削減推進体制の整備 2. 図面・管理標準等の整備 3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録 4. エネルギー消費量・CO ₂ 排出量の管理 5. 保守・点検の管理	1. 自然エネルギーの利用 2. 建物外皮の省エネルギー性能 3. 設備・制御系の省エネルギー性能	1. 運用管理 2. 保守管理	1. オンサイトの再生可能エネルギーの利用 2. オフサイトの再生可能エネルギーの利用 3. 電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用 4. 電気需要最適化	1. CO ₂ 排出・エネルギー消費等の削減状況 2. 気候変動適応策 3. その他の環境配慮の取組	100 125		
配点	必須	10(10)	45(60)	25(30)	10(-)	10(-)			100
	一般								
	加点	25(20)				25			

1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告

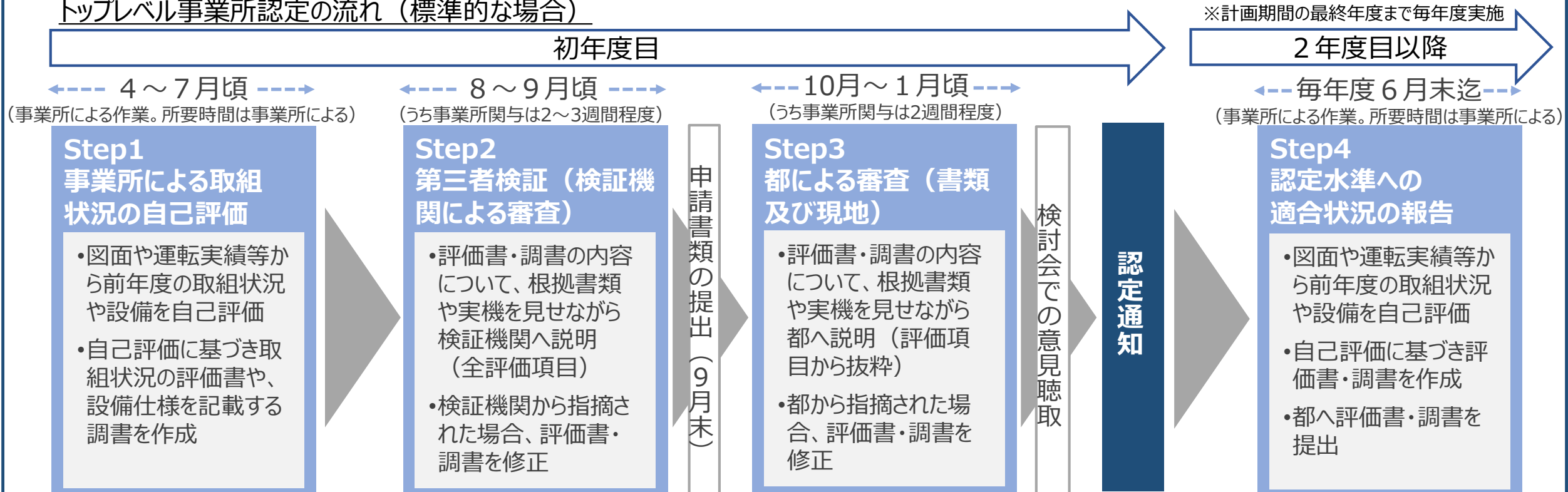
(10) トップレベル事業所等の認定手続の現状

◆ トップレベル事業所等の認定までの手続

- 認定を希望する事業所が評価項目(210項目(区分I))に沿って自己評価を行い、第三者検証を経て都へ申請
- 都は、第三者検証の内容を踏まえて申請内容を改めて審査し、専門家による意見聴取を経て認定を行う

➡ **検証機関による検証、都による確認、専門家のチェック等、複数段階の厳格な審査により認定の質を担保**

トップレベル事業所認定の流れ (標準的な場合)



1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告

(11) 認定申請等における事務手続きの負担軽減

- 認定申請の信頼性と負担軽減を両立するため、特に負担軽減の要望が多いStep 1、2を中心に以下の負担軽減策を検討

※但し、審査簡素化に向け手法を工夫した際に、更なる確認が必要と判断される事象が生じた場合は、従来通りの検証を行う等柔軟に対応するものとする

新規 …新規認定申請事業所

継続 …継続認定申請事業所

◆ Step1 事業所による取組状況の自己評価

- 新規 継続 • 調書について、設置台数が多く作成負荷が高いが得点影響が小さい機器（FCU、変圧器、昇降機等）について複数台1行に纏めての記載を可能にすることや、根拠資料の作成方法の見直し等により負担を軽減

◆ Step2 第三者検証（検証機関による審査）（事業所での実地調査にかかる時間を半減程度にすることを想定）

- 新規 継続 • 事前に根拠書類を提出できる評価項目は、実地調査前の検証を可能とする

- 新規 継続 • 実地調査での各評価項目の根拠書類との突合確認は、抜き打ちのサンプリング実施※1を可能とする

•新規事業所についてはⅠ～Ⅲで大幅に削減することを検討

•継続事業所については、過去の評価書から変化があった項目を中心にすることを検討（新規事業所よりも削減）

※Ⅳ、Ⅴについてはすべて対象。また、誤りがあった場合は新たに別の評価項目について突合確認。今後更なる検証機関等への確認等を含めて、詳細な内容を決定

- 新規 継続 • 実地調査における現地確認（現地での設備等の実物の確認）は、根拠書類によって検証できる場合は省略可能とする

◆ Step4 認定水準への適合状況の報告

- 新規 継続 • 評価項目Ⅱの自己評価について、軽微な改修（例：照明を1個変更した等）の場合は、評価書・調書への反映を任意とする

※1:機器の仕様を記入する調書の確認については、既にサンプリング検証を実施している

※2:変化状況の確認方法等の詳細については別途検討

- 1 第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告
(これまでの検討事項のまとめ)
- 2 **トップレベル事業所認定期間の特例措置について**

2 トップレベル事業所認定期間の特例措置について

第三計画期間におけるトップレベル事業所認定期間の延長

- トップレベル認定の事業所が、削減義務率の減少を受ける期間は、認定された年度が属する計画期間終了年度まで
- 第二計画期間中に認定された事業所は、当初申請を行った年度から起算して5年度目までが認定期間となっている

- 可能な限り早期にトップレベル水準の排出削減の取組を促すため、第三計画期間においてもこれまでと同様、計画期間を跨いで認定期間を5年間有効とし、第四計画期間の初年度だけでなく、第三計画期間の4、5年度目での認定申請を促進してはどうか。
- その場合、認定事業所の第4計画期間の削減義務率の減少は、第四計画期間からトップレベル事業所AA(現行トップレベル事業所)は3/5、トップレベル事業所A(現行準トップレベル事業所)は4/5にしてはどうか。

◆ 認定期間の延長のイメージ ※水色塗りつぶしは認定期間。義務率減少率()内はトップレベル事業所A(現行準トップレベル事業所)の値。

		第三計画期間					第四計画期間				
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
2020年度認定の場合		削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2020年度認定だが継続しない期間がある場合		削減義務率減少率1/2(3/4)					認定期間が継続しない場合は削減義務率減少なし				
2023年度認定の場合 (2024年度も同様)	現在	削減義務率減少率1/2(3/4)									
	変更後	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				

今回の提案事項

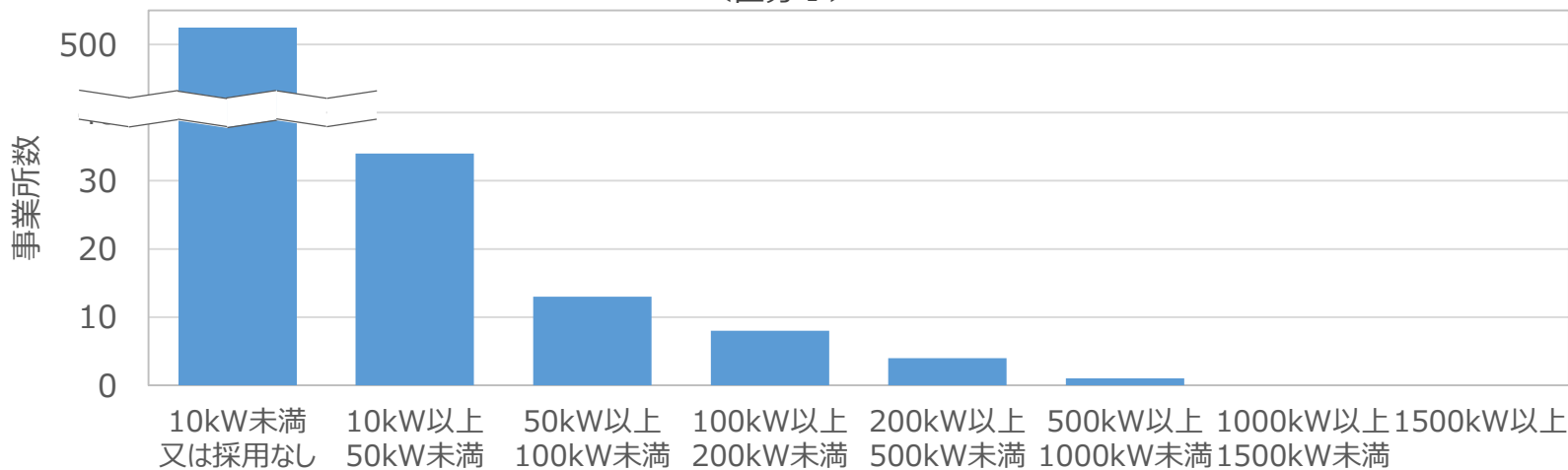
参考資料 (新設評価項目関連データ)

（1）IV再エネ利用に関する事項の評価項目案① 関連データ

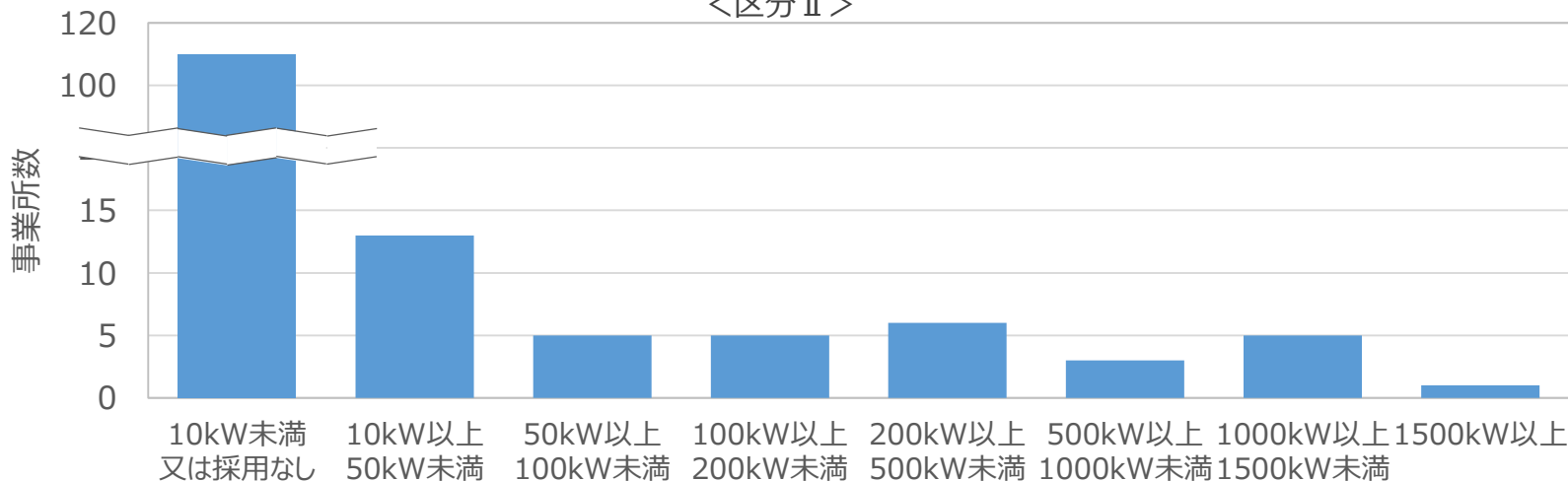
オンサイトの太陽光発電設備設置状況

※制度対象事業所を対象に2022年8月に実施した「再生可能エネルギー等に関する調査」による。
（対象1223事業所、回答数731、回答率60%）

<区分Ⅰ>



<区分Ⅱ>



オフサイトの太陽光発電設備設置状況

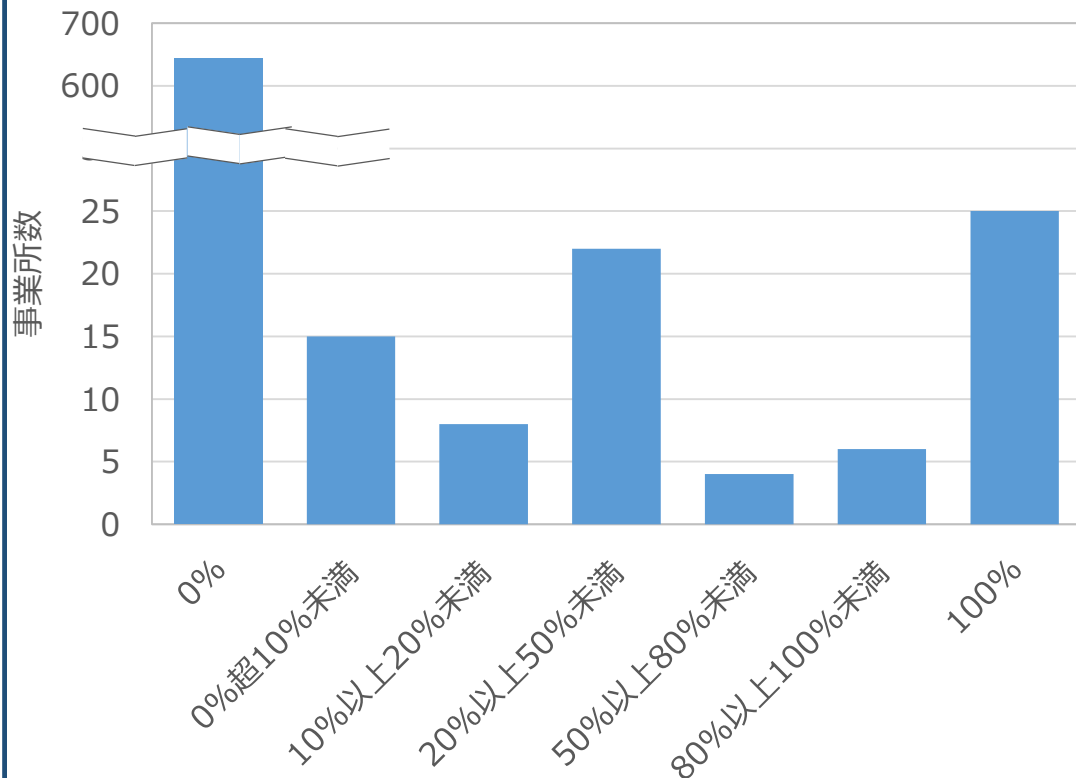
※出典：令和3年度環境省補助事業「オフサイトコーポレートPPAによる太陽光発電供給モデル創出事業」の実施結果（2022年6月、環境省）

事例	発電設備出力合計	需要施設数	1施設当たり
事例A	6220 kW	300	21 kW
事例B	1991 kW	3	664 kW
事例C	1160 kW	2	580 kW
事例D	1028 kW	3	343 kW
事例E	853 kW	2	427 kW
事例F	727 kW	5	145 kW
事例G	272 kW	2	136 kW
事例H	232 kW	1	232 kW
事例I	203 kW	1	203 kW
事例J	131 kW	1	131 kW

（2）IV再エネ利用に関する事項の評価項目案② 関連データ

使用電力の再生可能エネルギーの割合

※制度対象事業所を対象に2022年8月に実施した「再生可能エネルギー等に関する調査」による。（対象1223事業所、回答数731、回答率60%）



ZEV充電設備の整備状況（実装）

※本検討会資料2にて報告している「認定水準、評価項目の内容等を検討するための試験」による

事業所	台数	事業所	台数
事業所A	5台	事業所E	建屋、正門前等複数
事業所B	2台	事業所F	なし
事業所C	2台	事業所G	なし
事業所D	1台		

建築物環境計画書制度での基準案

※出典：東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会（第4回）資料4（2022年9月1日）

	整備対象	実装整備基準	配管等整備基準
専用駐車場	対象建物において、5台以上の区画を有する駐車場	駐車場区画の20%以上	駐車場区画の50%以上
		上限は10台	上限は25台
共用駐車場	対象建物において、10台以上の区画を有する駐車場	1台以上	駐車場区画の20%以上
		上限は設定しない。	上限は10台

※出典：東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会（第8回）資料1（2023年1月31日）

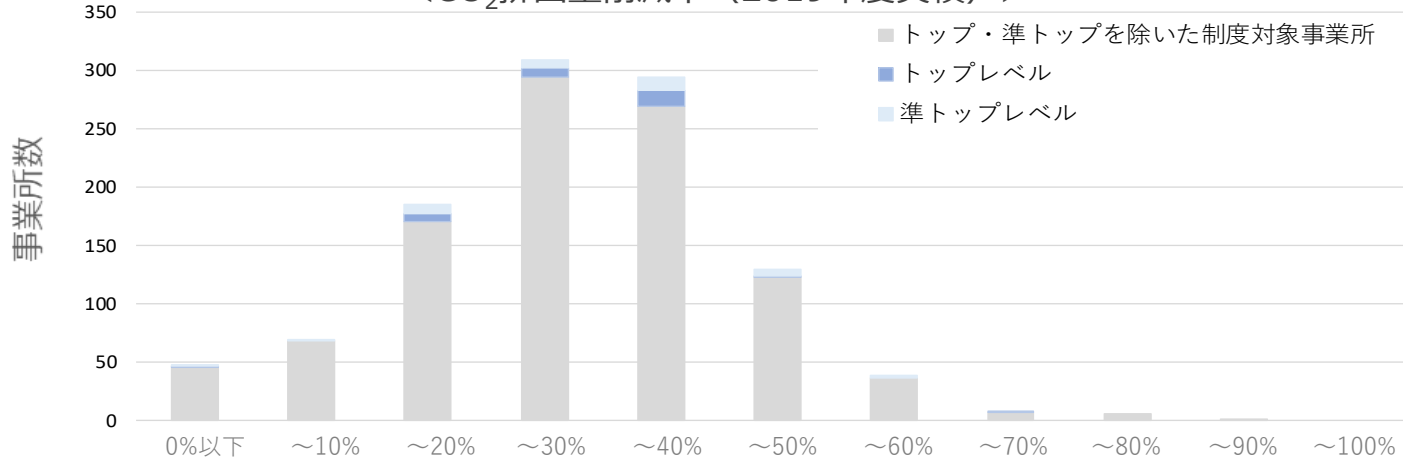
＜新たな基準のイメージ＞（共用駐車場が主たる駐車場である場合（住宅以外を想定））

段階3	共用駐車場に4台以上の普通充電設備を設置すること（実装整備基準の4倍以上）
段階2	共用駐車場に3台の普通充電設備を設置すること（実装整備基準の3倍）
段階1	共用駐車場に2台以下の普通充電設備を設置すること（実装整備基準の2倍）

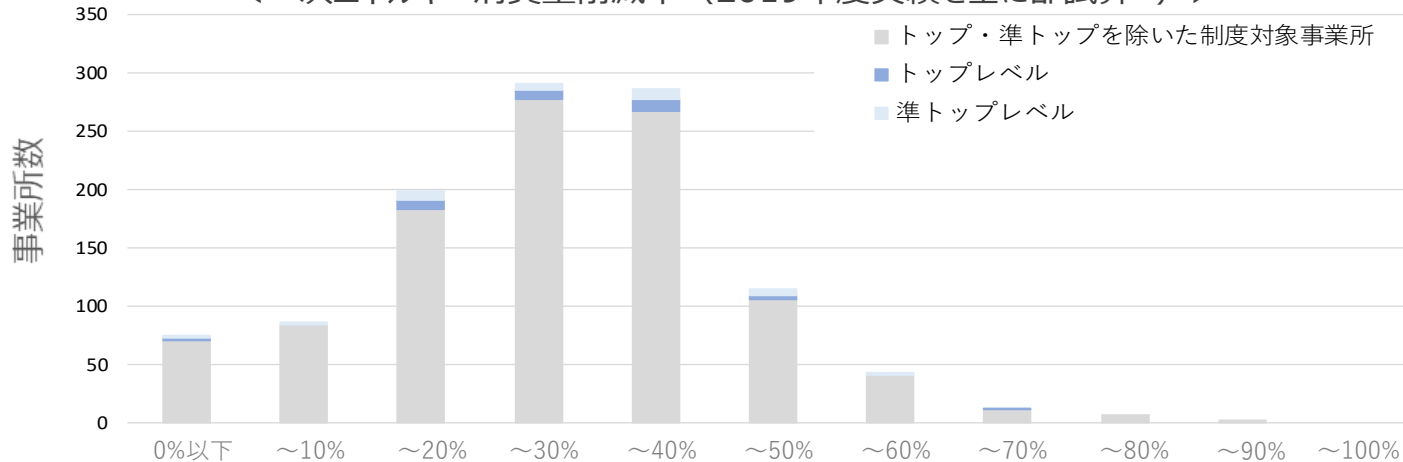
（3）Vゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する事項の評価項目案 関連データ

削減実績状況

＜CO₂排出量削減率（2019年度実績）＞



＜一次エネルギー消費量削減率（2019年度実績を基に都試算※）＞



＜特定温室効果ガス以外の温室効果ガスの削減率（2019年度実績）＞

事業所	削減率
事業所A	91%
事業所B	78%
事業所C	71%
事業所D	71%
事業所E	71%
事業所F	70%
事業所G	68%
事業所H	56%
事業所I	45%
事業所J	38%
事業所K	21%
事業所L	21%

※2015年度～2019年度の特定地球温暖化対策事業所（各年度途中の廃止事業所は除外）1117を対象（トップ・準トップレベル事業所は対象年度に認定されている約60事業所を対象）とし、削減率は、基準排出量及び基準年度（最大3か年）の一次エネルギー消費量平均値からの各削減率を示す。なお、一次エネルギー消費量の基準年度値が算定できない事業所（基準排出量変更事業所等）については、2019年度の実績から一次エネルギー消費量原単位（GJ/t-CO₂）を算出し、2019年度の基準排出量に乘じた値を使用。